

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑫	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮		
			標準	都市部	標準	都市部						
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	A地域	3,200	3,500	a地域	20,000	22,300	2,460	$(5)+⑥$ $\times 10/100$	$(5)+⑥+⑨$ $\times 10/100$	$(5)\sim⑮$ $\times 90/100$
			B地域	3,000	3,300	b地域	11,000	12,300				
			C地域	2,900	3,200	c地域	9,600	10,700				
			D地域	2,700	3,000	d地域	8,600	9,600				
	11人 から 15人 まで	3号	A地域	2,100	2,300	a地域	27,000	30,100	1,640	$(5)+⑥$ $\times 9/100$	$(5)+⑥+⑨$ $\times 10/100$	
			B地域	2,000	2,200	b地域	14,900	16,600				
			C地域	1,900	2,100	c地域	13,000	14,400				
			D地域	1,800	2,000	d地域	11,600	12,900				

加算部分2

処遇改善等加算Ⅱ	⑯	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,770 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,100 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める			
冷暖房費加算	⑰	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	そ の 他 地 域			110
		3 級 地	1,460				
除雪費加算	⑱	5,890		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
降灰除去費加算	⑲	145,470 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
施設機能強化推進費加算	㉓	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算	㉔	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算	㉕	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			